リース会社における金融商品取引法に基づく開示モデルの一部改正について

平成 26 年 6 月 16 日 公益社団法人リース事業協会

企業会計審議会・企画調整部会合同会議の「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」(平成 25 年 6 月)の提言を踏まえて、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 26 年内閣府令第 19 号)が公布・施行された(平成 26 年 3 月 26 日)。

当協会は、「リース会社における金融商品取引法に基づく開示モデル」(平成 20 年 6 月 30 日最終改正)(以下「開示モデル」という。)を作成しているが、今般、同府令により個別財務諸表の開示の簡素化が図られたことから、以下のとおり、開示モデルの中に、その趣旨を追記する改正を行うこととする。

リース会社における金融商品取引法に基づく開示モデル

平成3年2月21日 最終改正平成26年6月16日 公益社団法人リース事業協会

- 1. はじめに (略)
- 2. 記載内容 (略)
- 3. 開示における区分・分類 (略)
- 4. 財務諸表表示およびその計上取引の概要 (略)
- 5. 適用時期 (略)
- 6. 個別財務諸表の開示の簡素化

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 26 年 内閣府令第 19 号、平成 26 年 3 月 26 日公布・施行)により、特例財務諸表提出会社については、会社計算規則に基づいた財務諸表及び注記を記載することが可能となり、また、連結財務諸表作成会社については、個別財務諸表に関して記載を要しない事項もあるため、以下の「有価証券報告書のモデル様式・記載上の留意事項」にかかわらず、開示に際しては各社の会計監査人と相談することとする。

有価証券報告書のモデル様式・記載上の留意事項(以下、項目のみ)

第一部 企業情報

- 第1 企業の概況
- 第2 事業の状況
- 第3 設備の状況
- 第4 提出会社の状況
- 第5 経理の状況
 - 1. 連結財務諸表等
 - 2. 財務諸表等
- 第6 提出会社の株式事務の概要
- 第7 提出会社の参考情報

第二部 提出会社の保証会社等の情報

下線部分が追記

【参考】

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正の概要

- 1. 金融商品取引法における対象会社として、新たに「特例財務諸表提出会社」が規定された(第 1条の2)。特例財務諸表提出会社とは、次の2つの要件の双方を満たす会社で、上場・非上場 の別は問わない。別記事業を営む株式会社または指定法人は除く。
 - ① 連結財務諸表を作成している会社
 - ② 会社法第2条第11号で規定する会計監査人設置会社
- 2. 特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式が新設され、次の様式により作成することができる(第127条第1項)。すなわち、財務諸表等規則における本表の区分表示に関する条項は適用されない。
 - 貸借対照表 様式第5号の2(会社計算規則第3編第2章の規定に基づく記載)
 - 損益計算書 様式第6号の2(会社計算規則第3編第3章の規定に基づく記載)
 - 株主資本等変動計算書 様式第7号の2(会社計算規則第3編第4章の規定に基づく記載)
 - 有形固定資産等明細表 様式第11号の2
 - 引当金明細表 様式第14号の2
- 3. 特例財務諸表提出会社は、以下に関する事項は、会社計算規則の規定の注記に代えることができる(第 127 条第 2 項)。すなわち、会社計算規則における要求事項と統一した開示項目とされた。
 - 重要な会計方針の注記 (第8条の2) …会社計算規則第101条各号に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く)
 - 表示方法の変更に関する注記 (第8条の3の4) …会社計算規則第102条の3第1項各号 に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く)
 - 会計上の見積りの変更 (第8条の3の5) … 会社計算規則第102条の4各号に掲げる事項 (重要性の乏しいものを除く)
 - 親会社株式の区分表示(第 18 条、第 32 条の 2)…会社計算規則第 103 条第 9 号に掲げる 事項
 - 関係会社に対する資産及び負債の注記 (第39条、第55条) · · · 会社計算規則第103条第6号に掲げる事項
 - 担保資産の注記(第43条) · · · 会社計算規則第103条第1号に掲げる事項
 - 偶発債務の注記(第58条)… 会社計算規則第103条第5号に掲げる事項
 - 関係会社に対する売上高の注記、関係会社に係る営業費用・営業外収益・営業外費用の注 記(第74条、第88条、第91条、第94条) … 会社計算規則第104条に規定する関係会 社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- 4. 以下に関する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合(連結財務諸表において同一の内容が記載される場合)には、記載を要しない。
 - リース取引に関する注記(第8条の6)
 - 事業分離における分離元企業の注記(第8条の23)
 - 資産除去債務に関する注記(第8条の28)
 - 流動資産に係る引当金の表示(第20条)

- 減価償却累計額の表示(第26条)
- 減損損失累計額の表示(第26条の2)
- 事業用土地の再評価に関する注記(第42条)
- たな卸資産及び工事損失引当金の表示(第54条の4)
- 企業結合に係る特定勘定の注記(第56条)
- 一株当たり純資産額の注記(第68条の4)
- 工事損失引当金繰入額の注記(第76条の2)
- たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記(第80条)
- 研究開発費の注記(第86条)
- 減損損失に関する注記(第95の3の2)
- 企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記(第95の3の3)
- 一株当たり当期純損益金額の注記(第95の5の2)
- 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記(第95の5の3)
- 自己株式に関する注記(第107条)
- 5. 以下の注記に関する規定が削除された。
 - 固定資産の再評価に関する注記(旧第42条)
 - 配当制限に関する注記(旧第 68 条の 2) ⇒同様の内容を「第 4 提出会社の状況」の「3. 配当政策」に移行(開示府令第 2 号様式の記載上の注意(54) d を追加)。
- 6. 財務諸表提出会社(有価証券の発行者に限る)は、附属明細表の有価証券明細表の作成を要しない(第121条第3項)。また、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、以下の附属明細表(特定事業を営む会社の附属明細表及び特定信託財産の附属明細表を除く)の作成を要しない(第121条第4項)。
 - 社債明細表
 - 借入金等明細表
 - 資産除去債務明細表
- 7. 連結財務諸表を作成している場合、「主な資産及び負債の内容」(貸借対照表のうち最近事業年度のものの科目の内容・内訳)の記載を省略することができる(開示府令第2号様式の記載上の注意(73))。
- 8. 単体貸借対照表の表示に関して、本表に区分表示する際の重要性基準値が総資産(または負債 及び純資産の合計)の 100 分の 1 から 100 分の 5 へ改正された(第 19 条、第 50 条など)。

以上